

過疎地域自立促進のための新たな立法措置に関する意見書

沖縄県においては、18市町村が過疎地域に指定されており、その多くが小規模な離島や本島北部の山間地に存在しているが、昭和55年制定の「過疎地域振興特別措置法」等に基づく過疎対策事業の実施により、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備について一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域においては、都市部への人口流出に伴う若年者の減少及び高齢化により、地域活力の減退が懸念される状況にあるとともに、公共施設の老朽化対策や統廃合、医師不足等解決すべき多くの課題が残されている。

また、過疎対策に係る法律の適用が他都道府県と比べて10年おくれたことや島嶼県であるがゆえに広域行政サービスが困難であること、本県過疎地域市町村の財政基盤は極めて脆弱であることなどから、非過疎地域との格差を解消していくためには、今後とも国の強力な支援が必要である。

よって、国においては、県土の半分以上を占める過疎地域が、自然環境の保全、癒やしの場の提供など多面的・公益的な極めて重要な役割を担っていることを御理解いただき、過疎地域に対する総合的な対策を引き続き行うため、現行法の内容に加え、下記の内容を盛り込んだ新たな法律の制定が図られるよう強く要請する。

記

- 1 複数の有人島で構成する市町村については、地域の実情に即した過疎地域指定を行うこと。
- 2 人口が増加している過疎市町村についても、依然として財政力が弱い状況にあることを踏まえた過疎地域指定を行うこと。
- 3 現行法下の合併市町村においても、旧過疎地域から市街地への人口流出など、人口格差が広がっていることから、過疎対策事業を円滑に実施できるよう、市町村の廃置分合等があった場合の特例を引き続き設けること。
- 4 過疎地域市町村が自立促進を図るための事業を着実に実行できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月15日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	} 宛て
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総		務		大	
財		務		大	
農	林	水	産	大	
国	土	交	通	大	

沖縄及び北方対策担当大臣